

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

第1編 共通編 総則	指 示 内 容	承 諾 内 容	協 議 内 宁	提 出 内 容	報 告 内 容	
章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条	章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条	章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条	章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条	章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条	章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条 章・節・条	
1-1-1 1-1-6 1-1-12 1-1-17 1-1-18 1-1-21 1-1-22 1-1-32 1-1-33 1-1-39 1-1-41 1-1-42 1-1-43 1-1-44 1-1-47 1-1-49 1-1-50	<p>・設計図書時間で相違があるとき ・詳細な施工計画書 ・工事用地等の復旧方法 ・調査・試験に対する協力 ・工事の一時中止 ・支給材料及び貸与品の引渡し場所及び返還 ・工事現場発生品の引渡し場所 ・修補の必要があると認めた場合 ・工事の出来高に関する資料の作成 ・地下埋設物の処置 ・工事検査に必要な仮設物の存置 ・事故報告書の提出期日 ・環境への影響が予知され又は発生した場合 ・文化財を発見した場合の処理 ・関係官公庁への手続きが困難な場合 ・測量結果が設計図書に示されて いる数値と差異を生じた場合 ・測量標及び多角点を設置するための基準点 ・提出書類の書式等に定めのない場合</p>	<p>・品質を証明する試験機関及び同 等以上の品質 ・契約図書及びその他の図書の第 三者への使用・伝達 ・施工計画書の記載内容の省略 ・建設副産物の任意仮設工事への 使用 ・設計図書に指定した建設機械以 外のより条件にあつた施工機械 の使用 ・軽微なものを廃棄する場合 ・設計図書に定められた施工時期 及び施工時間を変更する場合 ・用地幅広、測量標及び多角点等 の移設</p>	<p>1-1-2 1-1-3 1-1-6 1-1-23 1-1-39 1-1-53 1-1-40 1-1-48 1-1-49 1-1-48 1-1-41 1-1-42 1-1-43 1-1-44 1-1-47 1-1-49 1-1-50</p>	<p>1-1-1 ・SI単位と非SI単位との数値が 異なる場合 ・建設副産物の使用について設計 図書に示されていない場合 ・定めのない工事の施工管理 ・地下埋設物等に損害を与えた 場合の修補 ・発明又は考案した場合の出願及 び権利の帰属等</p> <p>1-1-23 ・建設副産物の使用について設計 図書に示されていない場合 ・定めのない工事の施工管理 ・地下埋設物等に損害を与えた 場合の修補 ・発明又は考案した場合の出願及 び権利の帰属等</p> <p>1-1-35 ・地下埋設物等に損害を与えた 場合の修補</p> <p>1-1-39 ・施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1-1-44 ・施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1-1-46 ・施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1-1-47 ・施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1-1-53 ・施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1-1-55 ・施工体制台帳及び施工体系図</p>	<p>1-1-3 ・設計図書の照査を行い該当する 事実がある場合の確認できる資料 ・請負金内訳書 ・工具表 ・着手前に施工計画書(当初・変 更)</p> <p>1-1-4 ・請負金内訳書 ・工具表</p> <p>1-1-5 ・工具表</p> <p>1-1-6 ・着手前に施工計画書(当初・変 更)</p> <p>1-1-15 ・施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1-1-20 ・工期変更の協議書</p> <p>1-1-21 ・支給品精算書 ・支給材料及び貸与品要求書 ・支給材料受領書</p> <p>1-1-23 ・建設発生土搬出帳票及び残棄物 管理票</p> <p>1-1-25 ・工事材料の品質を証明する資料 ・施工管理の立合願 ・施工管理記録、写真等の資料 ・段階確認報告</p> <p>1-1-27 ・出来形数量及び出来形図 ・段階確認書面</p> <p>1-1-28 ・工事完成図</p> <p>1-1-33 ・工事の出来高に関する資料 ・施工管理記録</p> <p>1-1-35 ・大薬類の使用計画書</p> <p>1-1-40 ・事故報告書</p> <p>1-1-42 ・第三者に損害を与えた場合の 回避可決に関する判断資料</p> <p>1-1-43 ・使用する建設機械の資料 ・施工用道路の施工計画書</p> <p>1-1-45 ・法令、条例等による許可書類の 写し</p> <p>1-1-48 ・官公庁の休日又は夜間に作業を 行う場合の理由を付した書面 ・工事測量の結果</p> <p>1-1-49 ・工事請負契約に係る提出書類</p> <p>1-1-50 ・施工用道路の施工計画書</p> <p>1-1-51 ・創意工夫に関する資料</p> <p>1-1-54 ・発注者用掛金收納書</p> <p>1-1-56 ・県産建設資材使用状況報告書 ・出航証明書</p>	<p>1-1-24 ・特定建設資材の分別解体等及び 再資源化</p> <p>1-1-37 ・履行報告</p> <p>1-1-39 ・地下埋設物等を発見した場合 ・環境への影響が予知された又は発 生した場合</p> <p>1-1-43 ・文化財を発見した場合</p> <p>1-1-44 ・設計図書及び契約そのものが諸 法令と矛盾している場合</p> <p>1-1-46 ・關係官公庁への手続き内容(事 前)</p> <p>1-1-47 ・官公庁との交渉等の内容 ・業務の遂行により発明又は考案 したとき</p> <p>1-1-53 ・臨機の措置を講じた場合の内容</p> <p>1-1-55 ・再生資源利用計画及び実施状況 利用促進計画及び再生資源</p>

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

章・節・条 内 容	指 示 内 容	承 諾 内 容	協 議 内 容	提 出 内 容	報 告 内 容
材料					
2-1-2	・工事材料	2-1-2 ・JIS及び土木学会基準に適合しない混和材料を使用する場合	2-1-1 ・環境負荷低減に資する物品等の使用 ・セメント安定処理に高炉セメント以外を使用する場合	2-1-2 ・監督職員が指示する工事材料の見本又は資料(使用前)	2-7-1 ・アルカリ骨材反応抑制対策の方法及び使用した骨材の試験結果 ・プラント再生用添加剤の密度及び油組成分析
2-1-3	・工事材料の試験及び検査	2-6-3			2-8-4
施工共通事項					
3-2-2	・工事記録の提出	3-3-2 ・誤って仕上げ面を超えて発破を行ったときの修復工法 ・水中盛土の工法及び材料等 3-3-3 ・誤って仕上げ面を超えて発破を行ったときの修復工法 ・受入れ地の地形が実測困難な場合 3-3-8 ・設計図書に表土の運搬場所が指定されていない場合 ・土質の著しい変化及び予期しない埋設物を発見した場合 ・崩落、すべり等が生じた場合 3-4-2 ・杭先端部の球根形状 ・設計図書に示す鋼筋加工、組立、継手以外の場合 3-4-3 ・沈下に際し人薬類を使用する場合 ・減圧沈下を併用する場合 3-5-5 ・練石擴張工の合端のモルタル目地 3-4-6 ・示方配合の修正等が必要な場合 3-7-3 ・全塩化物イオン量の許容値を0.6kg/m <sup>3</sup> 以下とする場合 3-7-7 ・伸縮離目の目地の材質等が設計図書に示されている場合 3-7-12 ・コンクリート製等以外のスベーザを用いる場合 3-9-4 ・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合 3-10-1 ・選延筋、流動化剤等を使用する場合 3-10-2 ・特殊な混和剤を使用する場合 3-10-3 ・コンクリートを静水中以外に打ち込む場合 3-10-4 ・海水の作用を受けるコンクリートの打継目	3-2-2 ・基準点及び水準点の移設 3-3-1 ・工事目的に影響する海水が発生した場合 ・設計図書に伐開物の処理及び除去作業区分が示されていない場合 3-3-2 ・設計図書に表土の運搬場所が指定されていない場合 3-3-3 ・設計図書に示された杭の施工方法 3-3-8 ・受入地の地形を実測した資料 3-4-1 ・杭の施工記録 3-4-2 ・埋込み工法における支持層の確認結果 3-4-3 ・溶接工の資格証明書の写し ・床堀完了後の杭頭部の杭径確認写真 3-4-4 ・アンカーワークによる部位置の確認結果 3-4-5 ・アシカー一定着部位置の確認結果 3-4-6 ・基礎地盤の支持力が得られない場合等 3-5-6 ・基礎地盤の防護柵等が設置図書に示されていない場合 3-5-7 ・発破施行時の防護柵等が設計図書に示されていない場合 3-6-6 ・示方配合の修正等が必要な場合 3-7-2 ・JISマーク表示認定工場のレディシカルコレクトを用いることが困難な場合に関する資料 3-7-3 ・JISマーク表示認定工場のレディシカルコレクトを用いることが困難な場合の修正が必要な場合の変更示方配合表 3-7-3 ・盛土する地盤に予期しない不良地盤が現れた場合の処理方法 ・沈下等の有害な現象があつた場合の処理方法 3-9-3 ・盛土基礎地盤に支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合の検査により難い場合 3-9-4 ・地盤の沈下又は滑動等が生じるおそれがある場合の処理方法 ・設計図書の金盛りの高さが示されていない場合 3-9-5 ・鉄筋組立て完了後の検査結果 3-11-3 ・鉄筋組立て完了後の検査結果 3-11-4 ・示方配合の修正が必要な場合の変更示方配合表 3-13-2 ・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 3-13-5 ・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 3-13-6 ・施工現場周辺の地盤等への影響 3-10-1 ・施工の名簿及び写真 3-11-3 ・施工の名簿及び写真 3-10-2 ・施工の名簿及び写真 3-13-2 ・施工の名簿及び写真 3-13-6 ・施工の名簿及び写真	3-2-2 ・海水発生により行ったお灸処置 3-3-1 ・崩落、地滑り等が生じた場合又はそのおそれがある場合の措置 3-3-2 ・地盤沈下等に伴う応急措置を行った場合 3-3-3 ・鋼杭の溶接結果 3-4-2 ・植物が枯死した場合の原因調査及び再施行の結果 3-5-4 ・発芽不良個所が生じた場合の原因調査及び再施行の結果 3-6-3 ・芝が枯死した場合の原因調査及び再施行の結果 3-7-9 ・アルカリ骨材抑制対策の方法 3-9-4 ・ガス圧接部の欠陥による外観検査及び超音波探傷検査の結果 3-11-2 ・路盤及び路盤面に異常を発見した場合 3-11-3 ・路盤面に異常を発見した場合 3-13-5 ・施工現場周辺の地盤等への影響 3-13-6 ・配合試験と一軸圧縮試験による目標強度の結果 3-10-7 ・施工現場周辺の地盤等への影響 3-11-7 ・地下埋設物を発見した場合 3-12-7 ・掘削面に異常を発見した場合 3-13-7 ・電気事業主任技術者の選任 3-20-7 ・注入の効果が確認できる資料	

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示	章・節・条 内 容	承 諸 内 容	議 内 容	提 出 内 容	報 告 内 容
3-11-3	・下層路盤の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合 ・セメント及び石灰量 ・一軸圧縮試験の省略 ・セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度 ・安定処理工の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合 ・混合物排出時の温度 ・気温が指定温度以下のとき及び雨天時の施工 ・瀝青材料の品質表明 ・地中・集中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法 ・安定剤の試験成績書 ・使用する安定剤の添加量及び土のCBR試験結果 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・薬液中に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の試験結果より漏れ水対策を講じる必要がある場合の方法	3-3-7 3-3-8 3-4-1 3-4-2 3-4-3 3-4-5 3-4-7 3-5-1 3-6-4 3-6-6 3-7-1 3-7-2	・床板で崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合の対応等 ・湧水等の現象が大きくなる振りが困難な場合の施工方法 ・設計図書に示す断面を超えて既設構造物等を切削する場合 ・水中埋戻しを行う場合の施工方法 ・埋戻し用土に有害物を含む場合 ・指定場所以外に建設発生土を処分する場合の処分方法等 ・受入れ地の施工条件について設計図書に示されていない場合 ・試験坑の施工状況による杭の打込み長さ ・杭が被損、わん曲等が発生したとき又は打込み傾斜の著しい場合 ・打込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法 ・土質状況等により設計図書により示されていない場合の溶接の個数及び箇所 ・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法 ・設計図書に示されていない場合の周辺地盤、アンカーベンチ地盤に影響がある場合 ・削孔が不能となつた場合の処置方法 ・コンクリート使用量が少量で共通仕様書によらない場合 ・トランクアシテータ以外を使用する場合	3-20-1 ・仮設工の施工計画書	章・節・条 内 容
3-11-4	・地中・集中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・薬液中に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の試験結果より漏れ水対策を講じる必要がある場合の方法	3-13-2	3-13-6	3-21-2	3-21-3
3-13-2	・地中・集中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・薬液中に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の試験結果より漏れ水対策を講じる必要がある場合の方法	3-13-6	3-4-2	3-4-3	3-4-5
3-13-6	・地中・集中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・薬液中に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の試験結果より漏れ水対策を講じる必要がある場合の方法	3-21-2	3-4-2	3-4-3	3-4-5
3-21-2	・地中・集中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・薬液中に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の試験結果より漏れ水対策を講じる必要がある場合の方法	3-21-3	3-4-7	3-5-1	3-6-4
3-21-3	・地中・集中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・薬液中に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の試験結果より漏れ水対策を講じる必要がある場合の方法	3-6-6	3-7-1 3-7-2	3-7-1 3-7-2	

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示	承 諸	協 議	提 出	報 告
章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容
3-9-4	・鉄筋の圧接箇所が設置図書どおりに施工できない場合の処置方法	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法	・路床及び路盤面に異常を発見した場合の処置方法	
3-11-2	・路床及び路盤面に異常を発見した場合の処置方法	・遮音材料の加熱温度	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法	
3-11-3	・遮音材料の加熱温度	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法	
3-11-4	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法	・防護柵の設置位置に支障がある場合又はしめさされていない場合	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法	
3-12-2	・防護柵の設置位置に支障がある場合又はしめさされていない場合	・金具類の規格及び塗装等が設計図書に示されていない場合	・防護柵の設置位置に支障がある場合又はしめさされていない場合	
3-13-1	・金具類の規格及び塗装等が設計図書に示されていない場合	・改良工法、改良材、投入量の変更を行いう場合	・改良工法、改良材、投入量の変更を行いう場合	
3-13-2	・改良工法、改良材、投入量の変更を行いう場合	・所定のCBRを満足しない場合の処理方法	・所定のCBRを満足しない場合の処理方法	
3-13-5	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法	
3-13-6	・地下埋設物を発見した場合の対応方法	・地下埋設物を発見した場合の対応方法	・地下埋設物を発見した場合の対応方法	
3-13-7	・掘削面に異常を発見した場合の処置方法	・掘削面に異常を発見した場合の処置方法	・掘削面に異常を発見した場合の処置方法	
3-15-1	・復旧する耕土厚の確保が困難となつた場合	・復旧する耕土厚の確保が困難となつた場合	・復旧する耕土厚の確保が困難となつた場合	
3-16-2	・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法	
3-16-3	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	
3-17-8	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	
3-17-9	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	
3-17-11	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法	・境界柵の設置が設計図書に示されていない場合	・境界柵の設置が設計図書に示されていない場合	
3-18-1	・境界柵の設置が設計図書に示されていない場合	・隣地地権者との間にトラブルが生じた場合	・隣地地権者との間にトラブルが生じた場合	
3-18-2	・境界柵が設計図書に示す深さに埋設できないとき	・境界柵が設計図書に示す深さに埋設できないとき	・境界柵が設計図書に示す深さに埋設できないとき	

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示	承 諾	協 議	提 出	報 告
章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容
第2編 工事別編 ほ場整備工事	1-2-2 ・根株等の処理を適正に処理する 以外の場合	1-2-2 ・石礫の処理を地区外に処理する 場合	1-2-2 ・計画以外の箇所で排水及び湧水 処理を行ら必要が生じた場合 1-3-4 ・暗渠排水の効果が阻害されるお それがある場合 1-4-5 ・取水口及び分水施設が現地と適 合しない場合 1-4-6 ・樹、管渠、呑口、吐口が現地と 適合しない場合	1-2-2 ・計画以外の箇所で暗渠排水の必 要があると認められたときの処 理方法 2-3-1 ・伐開物の処分方法 2-3-2 ・設計図書に抜根及び堆積の集積 場所及び処理方法が示されてい ない場合 2-5-1 ・岩盤又は転石等、不適当な土 質、多量の湧水が出現した場合 ・設計図書に堆物及び石砾の処理 方法が示されていない場合
農地造成工事			2-3-1 ・土壤改良材の保証票	2-3-1 ・計画以外の箇所で暗渠排水の必 要があると認められたときの処 理方法

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

章・節・条 内 容	指 示 内 容	承 諸 内 容	協 議 内 容	提 出 内 容	報 告 内 容
<b>農道工事</b>					
3-13-2	・側溝設置による勾配 施工種類	3-8-5 ・指針の規定以外の施工方法による場合 ・自由勾配側溝の底版コンクリート と厚さが設計図書により離い場合 ・規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3-3-1 ・路正面の支持力が得られない場合 又は均等性に隙間がある場合 ・盛土及び路面材に異常な変位が観測された場合 ・設計図書に示された掘削勾配により難い場合 ・設計図書に示された水路勾配により難い場合 ・軟弱地盤が出現した場合の施工方法 ・コルゲートブリュームのあげこしを行う必要が生じた場合の布設方法 ・集水株の高さ調整が必要な場合 ・新たに地下水脈を発見した場合の対策 ・落石防止網工が設計図書に示す設置方法により難い場合 ・アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合 ・標識の設置において障害物がある場合 ・設計図書に視線誘導標の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に距離標の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に道路錆の設置位置が示されていない場合	3-6-6 3-8-5 3-9-2	3-9-4 3-9-5 3-10-2 3-14-3 3-14-7
3-14-4	・区画線の施工場所、施工方法	3-9-2 3-14-3	・天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果 ・余掘が生じた場合の充填材料及び施工方法 ・逆巻き区間を千鳥以外の方法で抜き掘りする場合 ・鋼製支保工を使用する場合の加工図 ・地山の部分的な突出で岩質が堅硬でかつ覆工の強度に影響がないものを設計図書内に入れる場合	4-5-1	4-2-2 4-5-1
<b>水路トンネル工事</b>					
4-5-1	・支保工の間隔	4-2-2	・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果 ・余掘が生じた場合の充填材料及び施工方法 ・逆巻き区間を千鳥以外の方法で抜き掘りする場合 ・鋼製支保工を使用する場合の加工図 ・地山の部分的な突出で岩質が堅硬でかつ覆工の強度に影響がないものを設計図書内に入れる場合	4-5-1 4-5-1	4-2-2 4-5-1
					・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果(検査時) ・支保工、覆工等の状況記録(諸条件により難い場合) ・吹付けコンクリートの温式方法が湧水等により難い場合 ・地山からの湧水のため吹き付けコンクリートの施工が困難な場合 ・ロックボルトが施工できない場合、又は増打ちが必要な場合 ・岩の分類の境界が現地と一致しない場合 ・支保工に異常が発生した場合 ・岩の分類の境界が現地と一致しない場合 ・支保工に異常が発生した場合 ・岩の分類の境界が現地と一致しない場合 ・大葉取扱量、火薬取扱主任の経歴書

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示	承 諸	協 議	提 出	報 告
章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容
4-5-2	・鋼製支保工の曲げ加工で溶間加工以外の加工を行ふ場合 ・施工の施工時期 ・鋼製移動式の型枠以外のものを使用する場合 ・インバーバーの鉛直で掘削盤を機械にて掘り過ぎた場合の処理方法及び充填材料	4-5-2 ・地山条件やせん孔の状況、湧水状況により、設計で示す仕様で施工できない場合 ・地山の岩質、地質、せん孔の状況から定着方式、定着材が出来ない場合 ・覆工のコンクリート打設に湧水がある場合 ・鋼製支保工以外の支保材料を設計基準内に入れる場合の施工方法 ・計測Aの結果による覆工コンクリートの打設時期 ・裏込注入の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等 ・設計図書に示す注入圧力に達しない場合	4-5-3 ・伸縮継目又は伸縮継目の位置を設計図書の規定によらない場合 ・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鉄筋の縦手の施工方法 ・設計図書に示す以外の打継目を施工する場合	5-2-2 ・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書 5-6-3 6-7-3 6-9-1 6-9-2 6-9-6 ・暗渠工及びサイボン工の施工中の躯体沈下の観測結果 ・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鉄筋の縦手の施工方法 ・基礎下面の土質が不適当の場合の処理 ・仮締切内に予期しない湧水がある場合の処置 ・鋼構造物埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合
水路工事				
河川及び排水路工事				

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

章・節・条 内 容	指 示 内 容	承 諸 内 容	協 議 内 容	提 出 内 容	報 告 内 容
管水路工事					
7-2-2	・管体及びゴム輪等の損傷を発見した場合	7-2-2 7-6-4	・管番号を記載した管割図 ・鋼管の製作図書	7-5-1 7-6-4	・急速切断処理に砂基盤を施工する場合及び海水が多い場合 ・据付の際、不適当な部材を差見した場合
知かん施設工事					
		8-9-3	・散水器具の取扱説明書等	8-9-1 8-9-2	・給水栓の設置が現地状況からより難い場合 ・散水施設の設置が現地状況からより難い場合
フィルダム工事					
10-4-1	・風化岩等不良岩及び破碎帶、断層の処理 ・基礎地盤からの湧水処理の方法 ・盛立材料をダム盛立て工事以外の工事に使用する場合	10-4-1 10-5-2	・過掘の処理に使用する埋戻材料 ・盛立て工事法 ・盛立材料をダム盛立て工事以外の工事に使用する場合	10-13-1 10-13-2	・開塞工の施工時期 ・グラウチングトンネルの施工の詳細
10-5-2	・盛立材料が品質試験の結果から不適当と認めた場合 ・盛立材料の試験 ・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合 ・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合 ・湧水や漏流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法 ・盛立材料の軸圧が不適当と認められた場合の処理方法 ・観測計器の測定値に異常が発生した場合の処理方法 ・湛水材が設計図書に示す含水比を確保できない場合の処理方法 ・軸圧した層の密着が確保できない場合の処理方法 ・コンクリート構造物がダム堤体に接する場合の処理方法 ・水平打継目の処理を行う時期 ・基礎グラウチングの施工 ・削孔中に岩質の変化が認められた場合	10-8-1 10-9-4 10-8-2 10-9-4 10-11-1 10-9-2 10-11-1	・盛立てノーンの一部を先行して盛立する場合、その範囲と形状等 ・湛水ノーン及びフィルターソーンを横断する通廊路を設ける場合の構造及び位置 ・雨水の浸透を防ぐ措置 ・転圧機械を斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合 ・埋設計器の性能検査 ・設計図書に示されていない打継目、又は施行上必要と認められない打継目をやむを得ず設ける場合 ・設計図書に示されていない打継合 ・長期間打ち止めした水平打継目の処理 ・追加削孔の削孔位置 ・グラウチング用配管の配管方法 ・セメントミルクの製造方法及び輸送方法 ・水及びセメント等の計量方法 ・セメントミルク注入記録の整理方法	10-4-1 10-5-2 10-8-2 10-9-3 10-11-1 10-9-3 10-11-1 10-9-3 10-11-1 10-9-2 10-11-1	・理設後、計器の作動状況の検査 ・観測計器の動作確認 ・コンクリートの打込み完了後、観測計器の作動状況の検査 ・設計図書に示す資料及び基礎地盤の確認に必要な資料 ・盛立材料の品質管理試験結果 ・観測計器の設置に係る諸結果 ・計器製造者の品質又は性能に関する資料 ・計量装置の検査結果 ・各孔ごとの注入時間、注入圧力 ・水押し試験及び透水試験の記録

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示 章・節・条	示 内 容	承 諸 章・節・条	議 内 容	提 出 章・節・条	報 告 章・節・条	
コンクリートダム工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取したコアの納入場所</li> <li>・セメントミルクを注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え</li> <li>・セメントミルク注入効果の判定を行い、チェック孔の位置、方向、深度、及びその処理方法等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加グラウチングの追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等</li> <li>・閉塞コンクリートの運搬及び打ち込み方法</li> <li>・仮締切等からの漏水がある場合の処理方法</li> </ul>	10-13-1			
11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・規定の配合とならないコンクリート等の破壊及び運搬場所</li> <li>・ハーフリフト高さについて</li> <li>・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等の処置</li> <li>・冷却完了後の外部配水管等の撤去</li> <li>・継目グラウチ、グの注入中、異常を認めた場合の処理方法</li> <li>・注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去</li> <li>・セメントミルクの比重測定上所、時期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-6-1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要になった場合はその資料</li> <li>・打込みブロックの工程計画</li> <li>・コンクリートの打上がり速度</li> <li>・設計図書に示す以外の材質でコンクリートを打離ぐ場合</li> <li>・やむを得ずゴールドジョイントを設ける場合の施工方法</li> <li>・日平均気温が4°C以下になるおそれのある場合でのエンクリートの打込みを行う場合</li> <li>・打込み温度が25°C以上になるおそれのある場合でのエンクリートの打込みを行う場合</li> <li>・各リフトの上面を排水のために勾配をつける場合</li> <li>・打離目を長期間放置する場合の表面の保護等</li> <li>・特殊な箇所で鋼型型枠以外の型枠を使用する場合</li> <li>・型枠の組み立てが規定外の場合で行う場合</li> <li>・型枠の取り外し時及び順序</li> <li>・型枠版の外し後の処理方法</li> <li>・設計図書に示す冷却管以外のものを使用する場合</li> <li>・冷却管の設計計画図</li> <li>・冷却用設備の設計計画図</li> <li>・圧力計の検査及び設置箇所</li> <li>・充水用水槽以外を設ける場合</li> <li>・水及びセメントの計量方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11-8-7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要になった場合はその資料</li> <li>・計量装置の検査結果</li> <li>・ミキサの練混せ性能の試験結果</li> <li>・強制綿密ミキサの性能試験結果</li> <li>・打込みブロックの工程計画</li> <li>・型枠の構造図</li> <li>・冷却管の設計計画図</li> <li>・冷却用設備の設計計画図</li> </ul>	11-6-1
11-6-2			11-6-2			
11-6-5						
11-6-6						
11-6-3						
11-6-5						
11-6-6						

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示	承 諸	内 容	内 容	内 容	提 出	報 告
章・節・条 内 容	章・節・条	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容
PC橋工事		・洗浄及び水押試験、材料 ・継目グラウチングの注入開始 ・圧力計の記録方法 ・継目の動きを測定する計器の型式、規格、記録方法及び設置場所				
12-4-7 12-4-8	・鉛板の取付位置 ・塗装が困難となる場合の塗装方法	12-3-2 12-4-8 12-5-3	・グラウトを普通ボルトランドセメント以外の材料で使用する場合 ・防錆材の使用 ・ベースアスファルトの配合設計	12-3-2 12-4-8 12-5-3	・PC鋼材の切削を機械的手法以外で行う場合 ・塩分付着量の測定結果がNaCl150mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合 ・基盤面に異常を発見したときの処置方法	12-3-2 12-4-8 12-5-3
橋梁下部工事		13-4-4	・露出した鉄筋の防錆にモルタルペースト以外のものを使用する場合 ・支承部の箱抜き施工を道路橋支承便覧の規定以外の場合	13-4-4	・支承部を箱抜きした状態で工事を完了する場合でモルタル仕上げ以外の方法で行う場合	13-2-2
頭首工工事				14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	14-2-2
機場下部工事				15-2-2	・開連工事と施行上統合する部分及び軽微な事項以外の調整 ・施行上支障となる基準点及び水準点の移設 ・地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理 ・施設機械設備搬付 各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜き及びアンカーフィルタ設置等(関係者)	15-2-2
地中すべり防止工事				16-6-1 16-7-2 16-8-2	・鉄筋の継手を重ね縫手により難い場合 ・裏込注入圧力を低圧により難い場合	16-2-2
16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前にも湧水があつた場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合			16-7-2 16-8-2	・集水井内部の噴起方法等 ・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合 ・土留工の施工がより難い場合	16-2-2

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示	示 説	承 諸	施 工	議 内 容	提 出	報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	内 容	
PCタンク工事				・ライナーブレートないし掘削可能な場合、又は補強リングが必要となった場合 ・湧水が著しく多くなった場合	・グラウトの注入方法	16-7-2 ・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合	
ため池改修工事				17-2-2 ・PCタンク完成後に水張り試験を行うことにより難い場合 ・歩廊工を設計図書に基づいて施工できない場合 ・付帯設備工を設計図書に基づいて施工できない場合			
18-3-8 18-4-1 18-4-2 18-7-1	・土質試験の試験項目 ・浸透流出水のpH測定方法等 ・浸透流出水のpH測定方法等 ・浸透流出水のpH測定方法等	18-4-1 18-4-2 18-7-1	・使用する固化材の添加量 ・セメント系ミルクの添加量 ・使用する固化材の添加量	18-3-1 18-3-2 18-3-3 18-3-9 18-3-10 18-4-1 18-4-2 18-7-1	・雜物除去が完全にできない場合 ・設計図書に示されていない地表物等 ・現地状況により樹木の根等が除去できない場合 ・地盤改良が必要となつた場合 ・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合 ・湧水の排除方法 ・コンタクトクレイを施工する場合 ・乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲 ・固化材以外の改良方法を行なう場合 ・セメント系ミルク以外の地盤改良を行う場合 ・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合	18-3-8 18-4-1 18-4-2 18-6-2 18-7-1 18-4-2 18-7-1 20-4-3 20-4-4 20-4-5	・土質試験結果 ・固化材による地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書 ・セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書 ・ゲート及びバルブの承諾図書等(2部) ・ゲート及びバルブの完成図書(3部) ・泥土改良の施工方法等を記載した施工計画書 ・泥水の排水方法 ・コンタクトクレイを施工する場合 ・乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲 ・固化材以外の改良方法を行なう場合 ・セメント系ミルク以外の地盤改良を行う場合 ・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合 ・推進工の刃口の製作図面 ・骨材及び裏込め ・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合の処理
推進工事					20-4-3 ・推進工の刃口の製作図面 20-4-4 ・骨材及び裏込め 20-4-5 ・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合の処理	20-4-3 ・推進工の刃口の製作図面 20-4-4 ・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合	

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示	承 諾	協 議	提 出	報 告
章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の構造物に異常を発見した場合の事後の処理</li> <li>・堆積上部の地上面に異常を発見した場合の事後の処理</li> <li>・滑材等を注入中に変位を発見した場合の事後の処理</li> <li>・注入作業の実施時間</li> <li>・汚水及び処理水の処理が規定により難い場合</li> <li>・添加材及び骨材注入設備が設計図書により難い場合</li> </ul>		
20-4-4				
20-4-5				
20-5-3				
20-5-4				

## 参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式 有無	受注者 書類 作成の 必要性	監督職員 へ提出	受注者 保管	その他 監督職 員へ 提出 する 必要が 無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
①工事着手時	監督員通知書	—	第9条第1項	有				○	
	現場代理人等通知書	—	第10条第1項	有	○	○			経歴書、実務経験証明書を添付する。
	工程表	共仕1-1-5	第3条第1項	有	○	○			
	建設工事下請負通知書	—	第7条	有	○	○			
	建設業退職金共済組合証紙購入確認願	共仕1-1-54	—	有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	建設労災補償共済等確認願			有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	労働保険成立証明書				○	○			
	工事カルテ受領書	共仕1-1-8	—		○	○			請負代金額500万円以上の場合提出する
	施工計画書	共仕1-1-6	—		○	○			軽微な場合の変更施工計画書は記載内容省略可。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共仕1-1-15	—	有	○	○			下請総金額3000万円以上の場合に提出する。(建設業法24条の7) (下請総額3000万以下であっても、作成することが望ましいとされている) 〔建設省建設経済局建設業課長通達、平成13年3月30日「施工体制台帳の作成等について(通知)」〕
	施工体系図	共仕1-1-15	—	有	○	○			
	施工体制台帳(低入札価格調査)	共仕1-1-7	—		○	○			
	再生資源利用促進計画書 (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23	—	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	再生資源利用計画書 (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24	—	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	請負代金内訳書	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			契約図書で規定された場合に提出する。
	前払金請求書	—	第35条1項		○	○			
②随時	設計図書の照査確認資料	共仕1-1-3	—		○	○			契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	設計図書の照査確認資料						○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共仕1-1-49	—		○	○			仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)				○	○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。
	工事履行報告書	共仕1-1-33 共仕1-1-37	第11条	有	○	○			工事月報、定期報告書(月分)実施工程表、工事日報、工事写真を添付する。
	工事打合簿 (指示・協議・通知・承諾・提出・届出)	共仕1-1-2 共仕1-1-29	—	有	○	○			
	建設リサイクル法に基づく通知書	共仕1-1-24	—		○	○			建設工事に係わる資材の再資源化等に係わる法律第11条
	再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23	—	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	再生資源利用計画書(実施書) (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24	—	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	建設発生土搬出帳票	共仕1-1-23	—		○	○			
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共仕1-1-23	—		○	○			
	品質証明員通知書	共仕1-1-30(5)	—		○	○			
	品質証明書	共仕1-1-30(1)	—	有	○	○			

**参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表**

	提出書類	該当文書		様式 有無	受注者 書類 作成の 必要性	監督職員 へ提出	受注者 保管	その他 監督職員へ 提出する 必要が 無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
安全管理	工事材料（検査・確認）請求書	共仕1-1-26	第13条第2項	有	○	○			
	材料品質証明資料	共仕1-1-25			○	○			
	工事材料搬出承諾願	—	第13条第4項	有	○	○			
	(材料調合・施工)立会請求書	共仕1-1-26	第14条	有	○	○			
	工事（材料調合・施工）通知書	共仕1-1-26	第14条	有	○	○			
	ダンプトラック管理表	共仕1-1-45	—	有	○	○			
	建設発生土搬出量等管理表				○	○			
	出歎証明書	共仕1-1-57	—	有	○	○			
	工事の（全部・一部）一時中止について	共仕1-1-18	第20条	有				○	
	工事の（全部・一部）一時中止の（全部・一部）再開について			有				○	
	工期延長請求書	共仕1-1-20	第21条	有	○	○		変更工程表を添付する	
	工期短縮請求書		第22条	有				○	
	協議開始日通知書		第23条、24条、25条、30条	有				○	
	請負代金額変更請求書		第25条	有				○	
	関係官公序協議資料	共仕1-1-47	—		○	○		関係官公序と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。（届出前の事前資料は提出不要）	
	段階確認書	共仕1-1-26 共仕1-1-29	—	有	○	○		・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。（受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を書きで記入する） ・監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要。	
	確認・立会書	共仕1-1-26	—		○	○			
	休日、夜間作業届	共仕1-1-48	—		○	○		週間工程会議、メール等で受注者双方が事前に把握していれば不要（現道上の工事を除く）	
	臨機措置通知書	共仕1-1-55	第26条	有	○	○			
	天災その他不可抗力による損害通知書	共仕1-1-52	第29条	有	○	○		別紙 被災内訳及び内容確認書を添付する	
	天災その他不可抗力による損害確認通知書			有				○	
	天災その他不可抗力による損害額請求書			有	○	○			
	第3者に損害を与えた場合の回避可決の判断資料	共仕1-1-43	—		○	○			
	使用する建設機械の資料	共仕1-1-43	—		○	○		排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、提出する	
	工事目的物の（全部・一部）使用承諾書	共仕1-1-36	第34条1項	有	○	○		部分使用がある場合に提出する	
	指定部分引渡書	—	第39条	有	○	○			
	解除通知書	—	第49条	有				○	
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	共仕1-1-51	—	有	○	○		高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる	
	安全教育訓練実施資料	共仕1-1-39-10	—		○		○	実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要	
	火薬類の使用計画書	共仕1-1-40	—		○	○			
	工事事故速報	共仕1-1-42	—	有	○	○		事故が発生した場合に提出する	
	工事事故報告書		—	有	○	○		事故が発生した場合に提出する	

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式 有無	受注者 書類 作成の 必要性	監督職員 へ提出	受注者 保管	その他 監督職 員へ 提出 する 必要が 無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
支給品 貸与品	支給材料受払簿	共仕1-1-21	第15条	○	○				
	支給品精算書			有					
	支給材料及び貸与品要求書			有	○	○			支給品がある場合に提出する。
	支給材料引渡通知書			有				○	
	支給材料受領書			有	○	○			支給品を受領した場合に提出する。
工事検査	現場発生品調書	共仕1-1-22	—	有	○	○			現場発生品がある場合に提出する。
	工事完成図	共仕1-1-28	—		○	○			
	完成通知書	共仕1-1-32	第31条	有	○	○			
	引渡書	—	第31条	有	○	○			
既済部分 検査	電子納品成果物（CD）	共仕1-1-29			○	○			
	請負工事既済部分確認請求書	共仕1-1-33	第38条2項	有	○	○			
	出来高内訳書				○	○			
	出来高図、数量計算書				○	○			
修補關係 書類	部分払金請求書	共仕1-1-33	第38条5項		○	○			
	中間前払金請求書				○	○			
	修補完了報告書			有	○	○			
	修補請求書			有				○	

※様式は、沖縄県農林水産部工事監督要領様式集を参照すること



## **土木工事共通仕様書【農業農村整備編】**

---

**2013年4月**

**編集 沖縄県 農林水産部 農村整備課 技術管理班**

**ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/nouson/index.html>**

**電話 098-866-2290**

**FAX 098-866-2264**

---

